なくそう迷惑行為！モラル・マナーアップ北九州

迷惑行為防止重点地区

迷惑行為がその周辺の人々に及ぼす影響、地域の特性等から、特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を条例に基づき「迷惑行為防止重点地区」に指定しています。現在、指定している重点地区は、「小倉都心地区」「黒崎副都心地区」及び「折尾駅周辺地区」です。



路上喫煙は禁止

路上喫煙は危険な行為です。歩きながらの喫煙や、灰皿が設置された場所以外での喫煙は、やめましょう。



ごみのポイ捨ては禁止

清潔で美しいまちをつくるため、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨ては、やめましょう。



飼い犬のふんの放置は禁止

飼い主のマナーを守り、飼い犬のふんはきちんと始末しましょう。



落書きは禁止

落書きは、まちの美観を損ない、不快感を与える悪質な行為です。落書きは、やめましょう。

迷惑行為防止重点地区では、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為を行った場合は、過料1,000円が科せられます。

There is a 1,000yen fine for littering , not picking up after your dog , smoking outside of designated areas and paint ing graffiti.

在“禁止违反社会公德行为重点区域”内，“严禁路上吸烟”“严禁乱扔垃圾”“严禁遗留宠物粪便”、“严禁涂写乱画”，违反者罚款1000 日元。

남에게 폐를끼치는 행위에대한중점 단속지구에서는,[노상흡연],[쓰레기 버리기],[애완견의 분뇨방치],[낙서]행위가 금지되어있으며, 위반자에 대해서는 벌칙(벌과금 1000엔)이 부과됩니다.

小倉都心地区



黒崎副都心地区



折尾駅周辺地区



お問い合わせ先　北九州市 危機管理室 安全・安心推進課
〒803-8501　北九州市小倉北区城内1番1号　TEL093-582-2866　FAX093-582-3889

令和8年11月